

**(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業  
要求水準書(案)に対する質問への回答**

**平成24年2月27日**

**新潟市**

- ・平成24年2月6日から8日までに受け付けた(仮称)新潟市アイスアリーナ整備・運営事業の要求水準書(案)に対する質問への回答をお示しします。
- ・質問事項は受付時の記載のとおりに掲載していますが、明らかな字の誤り、資料名等の誤りについては修正を施しています。
- ・要求水準書(案)の修正版については、後日、改めて公表します。

## ■要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	1	第1	1		本書の位置付け	「本書は、～を実施する民間事業者」とありますが、民間事業者とは、落札者の構成員、協力企業及びSPCの総称との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	4	第1	5	(1)	施設概要	「予約状況により24時間対応」とありますが、提案の指標となり得る予約状況予測をご提示ください。	(仮称)新潟市アイスアリーナ基本計画の資料1「アイススケートに関心のある団体へのニーズ調査」及び資料2「類似施設調査一覧表」の専用利用の状況から推測してください。
3	5	第1	6	(1)	業務の実施体制	施設総括責任者と運営総括責任者を兼務しない場合における施設総括責任者及び維持管理総括責任者は常駐の必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。維持管理・運営期間については、運営業務が中心になるため、運営総括責任者に常駐していただきます。
4	8	第1	9		光熱水費の負担について	「維持管理業務及び運営業務の範囲における光熱水費は、事業者の負担とする。」とありますが、入札時においてサービス購入料としてご提案する、という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。光熱水費は、サービス購入料の算定項目として提案していただきます。
5	9	第1	11	(2)	要求水準の変更手続き	「事業契約書の変更が必要となる場合、必要な契約変更を行う」とありますが、貴市と事業者が協議し、合意を経たうえで、と理解してよろしいですか。	時期を定めて協議した上で、協議が整わない場合は、合理的な変更内容を市が定めて通知します。
6	12	第2	2	(3)	敷地現況 土壌状況	「市において土壌汚染対策法基づく届出を提出し、現在審査中」とのことですが、土壌汚染に起因するリスクは、市負担と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
7	14	第2	3	(2)	① 施設配置及び 動線計画	「面積が10,000㎡以下の整形となるように敷地を提案すること。なお、残地の利用に配慮した形状とすること。」とありますが、この「残地」とは、整備予定地から敷地を除いた部分と理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
8	14	第2	3	(2)	① 施設配置及び 動線計画	「残地の利用に配慮した形状とすること。」とありますが、残地利用も事業者の提案となるのでしょうか。もしくは、市において、残地利用の構想があれば、ご開示ください。	残地利用は事業者提案ではありません。計画地の西側にアメシロ防除事務所を移転の予定です。また、北側はそのまま臨時駐車場として当面利用されます。
9	16	第2	4	(3)	① 建築設備 電話設備	「公衆電話を設置すること」とありますが、昨今の携帯電話普及により、NTTが公衆電話を設置しないと判断するケースが増えています(※)。本項を削除ください。 ※NTT東日本公衆電話サービスセンターへのヒアリング	小・中学生等の利用を踏まえ、原案のとおりとします。
10	20	第2	4	(6)	諸室 多目的室	多目的室「ミーティング・ルームとして貸し出し」とありますが、部屋貸しで使用料金を徴収できると解釈してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	21	第2	4	(6)	諸室 休憩スペース	休憩スペースの説明には「軽食コーナーに隣接」とありますが、同じスペースで休憩スペースと軽食コーナーを兼ねても良いでしょうか。	各目的を達せられる場合は、同じスペースで兼ねることも可とします。

## ■要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
12	22	第2	4	(6)	諸室 観客席	観客席について、1000席の観客席のうち、固定式(400席)と可動式の比率は確定したものでしょうか。また、1階アイスリンク周囲の立見席はカウント可能でしょうか。	床面積の効率化、観客席の視認性を考慮したうえでの多少の比率の変更は認めますが、立ち見席はカウントしません。
13	26	第2	6	(4)	保険の加入	「事業者は、建設工事期間中、自らの負担により次の保険に加入すること。」とありますが、ここでいう事業者とは、建設事業者との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	27	第2	7		什器・備品等 調達・設置業務	「上記アに係り調達及び設置した什器・備品等以外にその他必要となる什器・備品等については、事業者が提案に基づき整備し、事業者所有として事業期間中適切に管理すること。」とありますが、アに示された什器・備品等以外については、事業費(サービス購入料)の範囲とはならず、事業者の費用負担で整備するということでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。 なお、アに示す事業者が調達する什器・備品一覧の修正を、入札公告時に明らかにします。
15	27	第2	7		什器・備品等 調達・設置業務	「上記アに係り調達及び設置した什器・備品等以外にその他必要となる什器・備品等については、事業者が提案に基づき整備し、事業者所有として事業期間中適切に管理すること。」とありますが、事業期間終了後、これらの設備、備品等について原状回復が必要でしょうか。ご教示下さい。	「7 什器・備品等調達・設置業務ア」に示す市の所有備品については、事業期間終了後、要求水準書に示した機能を満たす状態で返却されれば、原状回復までは必要ありません。 「7 什器・備品等調達・設置業務ウ」に示す事業者所有の備品については、事業期間終了後、事業者において撤去してください。
16	27	第2	7		什器・備品等 調達・設置業務	・事業者所有とされる什器・備品等について、リースによる調達は可能でしょうか。 ・またその場合リース料は事業費(サービス購入料)の範囲とはならず、事業者の費用負担ということでしょうか。ご教示下さい。	前段、後段、共に、ご理解のとおりです。 事業者所有の什器・備品の調達等に係る費用はサービス購入料に含まれません。
17	27	第2	7		什器・備品等 調達・設置業務	事業者所有備品の事業終了時の取扱いについてご教示願います。	要求水準書(案)についての質問回答No15をご参照ください。
18	27	第2	7		什器・備品等 調達・配置業務	・想定されている什器・備品以外の什器・備品例えば多目的室の折りたたみ可能な長机や椅子は事業者所有備品と考えてよろしいのでしょうか。 ・またその事業者所有備品は事業期間終了後撤去すると考えてよろしいのでしょうか。	・前段については、要求水準書(案)に対する質問回答No14をご参照ください。 ・後段については、要求水準書(案)に対する質問回答No15をご参照ください。
19	30	第3	1	(11)	事業期間終了 時の対応	ア「事業期間終了時においては、本施設等を継続しようできるような適正な性能、機能及び美観が維持されている状態で市に引き渡すこと。」とありますが、引渡後何年使用する予定である等の具体的ご指示はないのでしょうか。	具体的な年数は示しませんが、本施設は事業期間終了後も市の公の施設として運営されていくことを踏まえ、提案に基づき適切に管理し、引き渡してください。

## ■要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
20	30	第3	1	(12)	保険	<p>・「事業者は、～第三者賠償責任保険に加入すること。」とありますが、ここでいう事業者とはSPCとの理解で宜しいでしょうか。</p> <p>・また、ここに記載されております被保険者等の条件を満たせば、維持管理業務を行う企業が付保することの可能でしょうか。</p>	<p>・前段については、ご理解のとおりです。</p> <p>・後段については、可能です。</p>
21	33	第3	5	(2)	業務の対象範囲	<p>「外構等植栽保守管理業務の対象範囲は、…敷地外の新規雨水渠」とありますが、「敷地外」の範囲を図示ください。</p>	<p>「敷地外」とは、P11の(2)インフラの整備状況の表中の雨水排水に記載した雨水排水管に対し、事業者が市道を直角横断し接続させる新規雨水渠となります。</p> <p>なお、管路の図及び流量計算表を追加資料として、入札公告時に明らかにします。</p>
22	33	第3	5	(3)	(7) 業務の要求水準 外構	<p>除雪及び除雪後の雪の処理について、PSC算定時の除雪日数をご教示下さい。</p>	<p>事業者にて、除雪日数を想定して行ってください。</p>
23	34	第3	6	(2)	業務の対象範囲	<p>「清掃・環境衛生管理業務の対象範囲は、…敷地外の新規雨水渠」とありますが、「敷地外」の範囲を図示ください。</p>	<p>要求水準書(案)についての質問回答No21回答をご参照ください。</p>
24	34	第3	6	(2)	業務の対象範囲	<p>屋外清掃業務に敷地外の新規雨水渠を含むとなっておりますが、これは本事業でSPCが敷設した雨水渠が範囲と考えれば宜しいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。新設雨水渠の範囲は、要求水準書(案)についての質問回答No21回答をご参照ください。</p>
25	35	第3	7	(3)及び(4)	警備方法 業務の要求水準	<p>(3)に「機械警備を基本とし、必要に応じて有人警備を行う」とありますので、(4)に示されている(イ)警備業務①～⑦は、「必要に応じて有人警備を行う場合の業務内容である、と理解してよろしいですか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p> <p>機械警備の他に、①～⑦について有人により警備を行っていただく、という意味です。</p>
26	36	第3	8	(2)	業務の対象範囲	<p>「事業期間内における…大小を問わず事業者が行う」とありますが、不可抗力により必要となる大規模修繕等についても事業者の負担となるのでしょうか。</p>	<p>不可抗力については、実施方針のリスク分担表をご参照ください。</p>
27	39	第4	2	(3)	利用形態等	<p>学校の校外活動等の利用はどの程度の頻度を想定されておりますでしょうか。</p>	<p>昨年開催されました(仮称)新潟市アイスアリーナのあり方に関する有識者会議の第3回の資料1「視察先における障がい者及び学校利用の状況」より推測してください。</p> <p><a href="http://www.city.niigata.jp/info/sport/ice/kaigi.html">http://www.city.niigata.jp/info/sport/ice/kaigi.html</a></p>
28	40	第4	3		施設利用料金等	<p>「施設利用料金の～を参照のこと。」とありますが、入札公告時に示される資料6にて、利用料金が指定されるのでしょうか。また、どのような条件が公表されるのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。具体的な条件等は入札公告時に明らかにします。</p>
29	40	第4	3		施設利用料金等	<p>【資料6「利用料金の設定及び取り扱い」】では、利用料金設定の前提となるであろう、需要予測などのバックグラウンドデータも公表いただけると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>需要予測では、事業者にて想定して提案してください。なお、市も独自に需要予測をしておりますが、入札条件として利用はしません。</p>

## ■要求水準書(案)に対する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目		項目名	質問の内容	回答
30	42	第4	6	(4)		アイススケート普及業務 団体支援業務	「競技団体等の運営支援」とありますが、運営支援とは具体的にどのような業務を想定されていますでしょうか。 各団体の本施設利用に際しての対応(スムーズな受付等)と理解してよろしいですか。	施設利用に際しての対応のみならず、(仮称)新潟市アイスアリーナ基本計画のP19(2)専用利用の記述で、『現在本市内の競技団体は少数となっており、今後、団体発足に向けたサポートなども行う』とあるとおり、例えばカーリングサークルの発足支援などの提案を期待するものです。
31	43	第4	8	(1)	④	送迎バス運行業務	送迎バスの運賃は無料とのことですが、送迎バス利用者から乗車料金は徴収しないということで、送迎バス運営業務の対価は事業範囲に含まれるという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。	ご理解のとおりです。
32	44	第4	9	(1)		物販・飲食販売業務	物販店舗を設置した場合、行政財産目的外使用料をお支払いする必要がないとの理解で宜しいでしょうか。	支払いが必要となります。
33	44	第4	9	(2)	ア	利用者サービス業務	ア「事業期間途中からの実施も可」とありますが、当初計画した自主事業の変更も可と理解してよろしいのでしょうか。	市の下承を受けた上での変更は可能です。
34	44	第4	9	(2)	イ	利用者サービス業務	イ「事業者が施設の一部を占有利用する場合、市は事業者に対して行政財産の目的外使用許可を行い、事業者から新潟市行政財産目的外使用料条例に規定する使用料を徴収する」とありますが、事業者が利用者サービス業務を他者に委託する場合でも、この規定は新潟市と事業者間の規定と理解してよろしいのでしょうか。	ご理解のとおりです。